

各都道府県知事
各政令指定都市市長
各人事委員会委員長

殿

総務省自治行政局公務員部長（公印省略）

定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備について（通知）

地方公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）による制度改正により必要となる条例の規定整備例（以下「改正条例例」という。）及び人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、公平委員会規則又は地方公共団体の規則。以下「規則」という。）の規定整備例（以下「改正規則例」という。）等を下記のとおり作成しましたので送付します。各地方公共団体におかれては、下記に記載した事項を参照のうえ、定年引上げを円滑に実施できるよう準備を進めていただくようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合及び広域連合等（以下「市区町村等」という。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、市区町村等に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 59 条（技術的助言）、地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）及び改正法附則第 2 条（実施のための準備等）に基づくものです。

記

第 1 改正条例例

- 1 職員の定年等に関する条例（案）（昭和 56 年 10 月 8 日自治公一第 46 号）を別紙 1 のとおり改正することとし、改正後の職員の定年等に関する条例（案）（以下「新定年等条例案」という。）は別紙 2 のとおりとなること。

改正条例例は、改正法により条例に委任された事項を規定したものであり、その概要

は以下のとおりであること。

またそのほか、関連する人事院規則等の内容で、改正条例例に規定していない事項に関し、以下に留意点を示しているが、各地方公共団体においては、実情に応じ、条例、規則等で規定されたいこと。

(1) 構成・総則

- ① 新定年等条例案においては、職員の定年、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関する事等について、次の構成により一括して規定することとしていること。

第一章 総則

第二章 定年制度

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

第四章 定年前再任用短時間勤務制

第五章 雑則

- ② 地方公共団体の組合においては、新定年等条例案第1条を次のとおりとすること。

<条文(例)>

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第二項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 定年制度関係

- ① 定年制度に関しては、新定年等条例案で次のとおり規定していること。
- ・ 第1条において、改正法により新たに条例に委任する事項が設けられた改正法による改正後の法（以下「新法」という。）の規定を追加するなどの改正を行ったこと。
 - ・ 第3条において、定年を年齢65年とするとともに、現行規定中65歳以下の定年を定めた部分を削除したこと。
 - ・ 第4条において、特例任用との関係を調整するなどの改正を行ったこと。
 - ・ 附則第3項から第5項において、定年引上げ期間中の定年を規定したこと。
- ② また、改正条例例で次のとおり規定していること。
- ・ 附則第2条において、改正条例例による改正前の職員の定年等に関する条例（案）による勤務延長職員の勤務延長期限の延長などに関する経過措置を置い

ていること。

③ そのほか、人事院規則等の内容を踏まえ、以下の点に留意されたいこと。

ア 定年に達している者の任用の制限

- ・ 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができないこと。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は職員の退職手当に関する条例（案）（昭和28年9月10日自丙行発第49号自治庁行政部長通知）第7条第5項第4号に規定する特定地方公社等職員となっているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該職に係る定年退職日以前に採用する場合は、この限りでないこと。
- ・ 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができないこと。ただし、勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでないこと。

なお、勤務延長職員を異動させることは、一般的には適当な措置とは考えられないものであるが、特別の事情により異動させる必要がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることとすべきであること。

- ・ 上記の「異動」には、併任は含まれないものであること。

イ 人事異動通知書の交付

- ・ 任命権者は、次のいずれかに該当する場合には、人事異動通知書を交付するものとする。ただし、(ア)又は(カ)に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができること。

(ア) 職員が定年退職をする場合

(イ) 勤務延長を行う場合

(ウ) 勤務延長の期限を延長する場合

(エ) 勤務延長の期限を繰り上げる場合

(オ) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合

(カ) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

ウ 職員への周知

- ・ 各任命権者は、部内の職員に係る定年及び定年退職日を適当な方法によって

職員に周知すべきであること。

エ 報告

- ・ 人事委員会又は地方公共団体の長は、定年に達した職員に係る勤務延長の状況に関し、各任命権者から定期的に報告を求め、その的確な把握に努められたいこと。

(3) 管理監督職勤務上限年齢制関係

① 管理監督職勤務上限年齢制に関しては、新定年等条例案で次のとおり規定していること。

- ・ 第6条において、新法第28条の2第1項に規定する条例で定める職については、管理職手当を支給される職及びこれに準ずる職（医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く）と規定していること。

なお、第6条第2号に規定する職（管理監督職に含まれる職）については、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払ったうえで、これらの職を設けることが必要な場合に規定すること。

同条各号列記以外の部分中の括弧内に規定する職（管理監督職から除かれる職）については、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより新法第28条の2第1項本文の規定を適用することが著しく不適当と認められる職とすること。

〈参考〉

1. 国において管理監督職に含まれる官職として予定しているものは以下のとおり。
 - (1) 内閣官房の室長に準ずる官職として人事院が定める官職
 - (2) 総務省の内部部局の室長に準ずる官職として人事院が定める官職
 - (3) 刑務所又は拘留所の看護課長、看護第一課長及び看護第二課長
 - (4) 大使館又は政府代表部の参事官並びに総領事館の総領事及び領事のうち、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものの官職
 - (5) 税関又は沖縄地区税関の課長に準ずる官職として人事院が定める官職
 - (6) 国税局又は沖縄国税事務所の課長に準ずる官職として人事院が定める官職
 - (7) 植物防疫所若しくは那覇植物防疫事務所の統括植物検疫官又は動物検疫所若しくは動物検疫所支所の課長に準ずる官職として人事院が定める官職
 - (8) 地方整備局事務所の課長、北海道開発局の課長又は北海道開発局開発建設部の課長に準ずる官職として人事院が定める官職並びに地方運輸局運輸支局の首席運輸企画専門官、地方運輸局又は地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席運輸企画専門官、地方運輸局運輸支局の首席海事技術専門官及び運輸監部又は地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席海事技術専門官
 - (9) 海上保安学校の部長に準ずる官職として人事院が定める官職
 - (10) 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものの官職のうち人事院が定める官職
 - (11) 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものの官職のうち人事院が定める官職
 - (12) 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものの官職のうち人事院が定める官職
 - (13) 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものの官職のうち人事院が定める官職
 - (14) 次に掲げる職員が占める官職であって、臨時的に置かれる官職（人事管理上の

必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる官職及び管理監督職から除かれる官職のうち一部の官職（２．（１）特例定年を措置する予定の官職～（１０）地方環境事務所の国立公園調整官）若しくは管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（新国家公務員法第81条の２第１項に規定する管理監督職をいう。以下同じ。）への昇任若しくは転任が予定されている職員又は任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員となることが予定されている職員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み、14日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる官職を除く。）

- 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
 - 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの
 - 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
 - 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの
 - 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
 - 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
 - 福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
- (15) 行政執行法人の官職のうち、俸給の特別調整額支給官職に相当する官職として人事院が定める官職
- (16) 上記に掲げる官職のほか、これらに相当する官職として人事院が定める官職

２．国において管理監督職から除かれる官職として予定しているものは以下のとおり。

- (1) 特例定年を措置する予定の官職
- (2) 病院、療養所、診療所その他の国の部局又は機関に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める官職（２．（１）特例定年を措置する予定の官職を除く。）
- (3) 研究所、試験所等の長で人事院が定める官職
- (4) 迎賓館長
- (5) 宮内庁次長
- (6) 金融庁長官
- (7) 国税不服審判所長
- (8) 海難審判所の審判官及び理事官
- (9) 運輸安全委員会事務局の船舶事故及びその兆候に関する調査をその職務の内容とする事故調査官で人事院が定める官職
- (10) 地方環境事務所の国立公園調整官
- (11) 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものの官職
- (12) 指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職であって、次に掲げるもの
 - 人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる官職
 - 上記に掲げる官職のうち一部の官職（２．（１）特例定年を措置する予定の官職～（７）国税不服審判所長）若しくは管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職への昇任若しくは転任が予定されている職員又は任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員となることが予定されている職員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み、14日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる官職
- (13) 上記に掲げる官職のほか、職務と責任の特殊性により法第81条の２の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院が定める官職

等

- ・ 第7条において、管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とし、同条ただし書

で定める管理監督職勤務上限年齢については、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払ったうえで、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を60歳とすることが著しく不相当と認められる職(現行61～64歳の特例定年が措置されている職等)については、61歳～64歳の範囲内において管理監督職勤務上限年齢を措置することが考えられるものであること。

〈参考〉

国において管理監督職勤務上限年齢を62歳とする官職として予定しているものは以下のとおり。

- ・ 事務次官(外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。以下同じ。)、会計検査院事務総長、人事院事務総長及び内閣法制次長
- ・ 外局(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第3項の庁に限る。以下同じ。)の長官、警察庁長官及び消費者庁長官
- ・ 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官(外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。)、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

国において管理監督職勤務上限年齢を63歳とする官職として予定しているものは以下のとおり。

- ・ 研究所、試験所等の副所長(これに相当する官職を含む。)で人事院が定める官職
- ・ 宮内庁の内部部局の官職のうち、次に掲げる官職
 - 式部副長及び式部官
 - 首席楽長、楽長及び楽長補
 - 主膳長
 - 主厨長
- ・ 在外公館に勤務する職員及び外務省本省に勤務し外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める官職
- ・ 海技試験官

- ・ 第8条において、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を規定したこと。
 - ・ 第9条において、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例(特例任用、特定管理監督職群)を規定したこと。
 - ・ 第10条において、異動期間を延長する場合等には、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを規定したこと。
 - ・ 第11条について、異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をすることを規定したこと。
- ※ 法第27条第2項において、職員は、法で定める事由による場合でなければ、その意に反して降任されないことと規定されていることから、人事院規則11-

11 (管理監督職勤務上限年齢による降任等) 第5条の本人の意に反する降任に係る規定と同様の規定については新定年等条例案に設けていないこと。

② そのほか、人事院規則の内容を踏まえ、以下の点に留意されたいこと。

ア 異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合

- ・ 新定年等条例案第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなすこと。

イ 新定年等条例案第9条第3項又は第4項の規定による任用

- ・ 新定年等条例案第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

ウ 人事異動通知書の交付

- ・ 任命権者は、他の職への降任等をする場合には、人事異動通知書を交付して行わなければならないこと。

任命権者は、次のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならないこと。

(ア) 新定年等条例案第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合

(イ) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(ウ) 新定年等条例案第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

エ 報告

- ・ 人事委員会又は地方公共団体の長は、新定年等条例案第9条第1項から第4項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況に関し、各任命権者から定期的に報告を求め、その的

確な把握に努められたいこと。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員関係

① 定年前再任用短時間勤務職員関係については、新定年等条例案において次のとおり規定していること。

- ・ 第 12 条において、任命権者が年齢 60 年に達した日以後に退職をした者（年齢 60 年以上退職者）を短時間勤務の職に採用できること、また、第 13 条において、任命権者が地方公共団体の組合の年齢 60 年以上退職者を、短時間勤務の職に採用できることをそれぞれ規定していること。

※ 改正条例例附則第 10 条において、必要な経過措置を規定していること。

② 人事院規則の内容を踏まえ、以下の点に留意されたいこと。

ア 総則

- ・ 新定年等条例案第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第 13 条に定める平等取扱いの原則及び法第 15 条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならないこと。
- ・ 新定年等条例案第 12 条に規定する「年齢 60 年以上退職者」が法第 52 条第 1 項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第 56 条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならないこと。

イ 定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意

- ・ 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならないこと。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とすること。

(ア) 定年前再任用を行う職に係る職務内容

(イ) 定年前再任用を行う日

(ウ) 定年前再任用に係る勤務地

(エ) 定年前再任用をされた場合の給与

(オ) 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

(カ) そのほか任命権者が必要と認める事項

- ・ この手続は、改正条例例の施行前にも行うことができるものであることを規定し、当該規定は改正条例例の公布の日から施行することを規定すること。

ウ 人事異動通知書の交付

- ・ 任命権者は、次のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならないこと。ただし、(イ)に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができること。

(ア) 定年前再任用を行う場合

(イ) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（新定年等条例案第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

エ 地方公共団体の組合の条例事項

- ・ 地方公共団体の組合においては、新定年等条例案第 12 条及び第 13 条を以下のとおりとすること。

<条文（例）>

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則（※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、構成団体（※組合を構成する地方公共団体）の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則（※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(5) 暫定再任用職員関係

① 暫定再任用職員関係については、

- ・ 附則第 3 条において、任命権者は、旧条例定年及び新条例定年に達している者を、常時勤務を要する職に採用することができること、

- ・ 附則第4条において、任命権者は、地方公共団体の組合の旧条例定年及び新条例定年に達している者を、常時勤務を要する職に採用することができること、
 - ・ 附則第5条において、任命権者は、旧条例定年及び新条例定年に達している者を、短時間勤務の職に採用することができること、
 - ・ 附則第6条において、任命権者は、地方公共団体の組合の旧条例定年及び新条例定年に達している者を、短時間勤務の職に採用することができること、
- をそれぞれ規定していること。

また、

- ・ 附則第7条及び第8条において、改正法附則第8条第3項及び第8条第4項により読み替えて適用する新法第22条の4第4項に規定する「条例で定める職」及び「条例で定める年齢」
 - ・ 附則第9条において、改正法附則第8条第5項に規定する「条例で定める職」及び「条例で定める者」
- を規定していること。

② そのほか、人事院規則等の内容を踏まえ、以下の点に留意されたいこと。

ア 総則

- ・ 暫定再任用を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならないこと。
- ・ 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならないこと。

イ 暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項

- ・ 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - (ア) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
 - (イ) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
 - (ウ) 暫定再任用に係る勤務地
 - (エ) 暫定再任用をされた場合の給与
 - (オ) 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
 - (カ) そのほか任命権者が必要と認める事項
- ・ 手続は、改正条例例の施行前にも行うことができるものであることを規定し、当該規定は改正条例例の公布の日から施行することを規定すること。

ウ 人事異動通知書の交付

- ・ 任命権者は、次のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならないこと。ただし、(ウ)に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができること。

(ア) 暫定再任用を行う場合

(イ) 暫定再任用職員の任期を更新する場合

(ウ) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

- ・ 暫定再任用短時間勤務職員となった場合には、当該職員の1週間当たりの勤務時間数を人事異動通知書に明示するものとする。

エ 地方公共団体の組合の条例事項

- ・ 地方公共団体の組合においては、改正条例例附則第3条から第6条までを以下のとおりとすること。

<条文(例)>

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則(※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第

- 六号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則(※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - 一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者
 - 二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
 - 三 施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - 四 施行日以後に新条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
 - 六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
 - 3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
 - 4 暫定再任用職員(第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
 - 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、構成団体(※組合を構成する地方公共団体)における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則(※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によ

るほか、構成団体（※組合を構成する地方公共団体）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則（※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第五条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十二條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則（※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第二項及び附則第十条において同じ。）に達している者（新条例第十二條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則（※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

第六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、構成団体（※組合を構成する地方公共団体）における附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則（※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平

委員会規則)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、構成団体（※組合を構成する地方公共団体）における附則第三條第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第十三條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則（※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三條第三項から第五項までの規定を準用する。

(6) 情報提供・意思確認関係

① 新定年等条例案附則第6項においては、職員が60歳に達する年度の前年度における情報提供・意思確認を規定していること。

② 改正条例例附則第11条においては、施行日前に情報提供・意思確認を実施する職員の年齢を規定していること。

③ そのほか、人事院規則の内容を踏まえ、以下の点に留意されたいこと。

ア 情報の提供及び意思の確認を行う時期

- ・ 60歳に達する日の属する年度の前年度に新定年等条例案附則第6項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、条例で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

イ 情報の提供

- ・ 新定年等条例案附則第6項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（(7)、(ウ)及び(エ)に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年等に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とすること。

(7) 新法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

(ウ) 年齢60年等に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

(エ) 当該職員が年齢60年等に達した日から定年に達する日の前日までの間に

非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に新法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

(オ) そのほか勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

ウ 勤務の意思の確認

- ・ 任命権者は、新定年等条例案附則第 6 項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならないこと。
 - ・ 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。
- (ア) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
 - (イ) 年齢 60 年等に達する日以後の退職の意思
 - (ウ) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
 - (エ) そのほか任命権者が必要と認める事項

2 職員の再任用に関する条例（案）（平成 11 年 10 月 29 日自治高第 9 号）は廃止する。

3 その他、再任用制度の廃止等に伴い、以下の条例等について別紙 3 のとおり改正する。

- (1) 職員の育児休業等に関する条例（案）（平成 4 年 2 月 13 日自治能第 20 号）
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成 6 年 8 月 5 日自治能第 65 号）
- (3) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（例）（平成 16 年 8 月 1 日総行公第 55 号）
- (4) 職員の降給に関する条例（例）（平成 26 年 8 月 15 日総行公第 67 号・総行経第 41 号）

4 退職手当及び退職管理に関する規定整備例については、今後制定が予定されている国家公務員に関する政令の公布後に、別途通知する。

第 2 改正規則例

定年の引上げに伴い規則で定めるべき事項について、以下 1～6 を参考に、規則の新設又は既存の規則の改正を行うこと。

1 新法第 28 条の 5 第 3 項（新定年等条例案第 9 条第 3 項）に規定する「人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める管理監督職」について、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これら

の欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他特別の事情がある管理監督職を定めること。

< 条文（例） >

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第〇条 職員の定年等に関する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- 一 〇〇〇の特定管理監督職群 〇〇〇
- 二 〇〇〇の特定管理監督職群 〇〇〇

2 新法第 22 条の 4 第 1 項（新定年等条例案第 12 条）及び第 22 条の 5 第 1 項（新定年等条例案第 13 条第 1 項）に規定する「人事委員会規則で定める情報」（定年前再任用短時間勤務職員の採用に係る選考に用いる情報）について、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報を定めること。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

< 条文（例） >

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第〇条 職員の定年等に関する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）第十二条及び第十三条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（同条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- 一 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

3 第 1 の 1 (4)②エに規定した新定年等条例案第 12 条及び第 13 条第 1 項に規定する地方公共団体の組合の規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報について、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報を定めること。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

< 条文（例） >

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第〇条 職員の定年等に関する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）第十二条及び第十三条第一項の規則（※競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報は、定年前再任用（同条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- 一 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

- 4 附則に、改正条例例附則第2条第2項に規定する「人事委員会規則で定める職」及び「人事委員会規則で定める職員」を定めること。

< 条文（例） >

（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職及び職員）

第〇条 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和〇〇年〇〇県条例第〇〇号。以下「改正条例」という。）附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（改正条例附則第二条第二項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号。以下「旧条例」という。）第三条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が職員の定年等に関する条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職
 - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

- 5 附則に、改正条例例附則第10条に規定する「人事委員会規則で定める短時間勤務の職」、「人事委員会規則で定める者」及び「人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員」を定めること。

< 条文（例） >

（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第〇条 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和〇〇年〇〇県条例第〇〇号。以下「改正条例」という。）附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）第十二条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

6 改正法附則第4条から第7条までに規定する「人事委員会規則で定める情報」（暫定再任用職員の採用に係る選考に用いる情報）を以下のとおり定めること。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用をしようとする職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

<条文（例）>

（暫定再任用の選考に用いる情報）

第〇条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条から第七条までに規定する人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- 一 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 暫定再任用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）附則第三条第一項若しくは第二項、附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格

の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項